

栃木県における生き物に配慮した農業農村整備事業の取組

1 生き物に配慮した農業農村整備事業

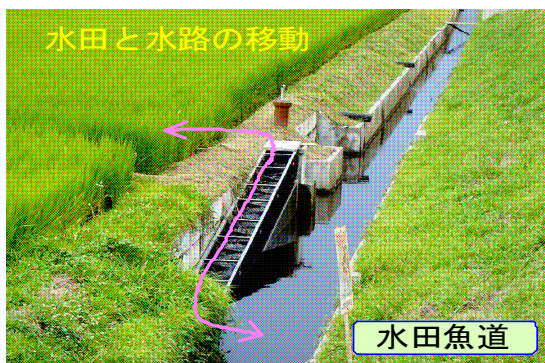
農業施設の近代化は、生産性の向上や維持管理労力の軽減といった恩恵をもたらしてきましたが、その一方で長く続いた自然と調和した農村環境に変化が見られるようになりました。

このような農村環境を修復する方法として生態系配慮施設の施工による生物のネットワーク（生息・生育環境及び移動経路）の確保があげられます。

2 生態系配慮施設

生態系配慮施設は、確保するネットワークの種類によってさまざまなタイプがあります。

水田と水路や水路内にできた落差は「魚道」を設置して魚類などの移動経路を確保します。



水路によって移動が出来なくなったカエル類に対しては「水路横断施設」などを設置して移動経路を確保します。



直線化された水路には「生態系配慮水路」を施工して魚類などの生息環境を確保します。



余剰地を活用して「保全地」を造成することにより、湿地を好むトンボ類や、さまざまな魚類、ホタルなど生物多様性の保全に大きく貢献することができます。



3 モニタリングと維持管理

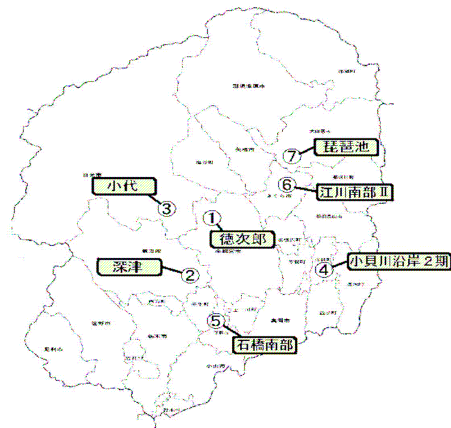
生態系配慮施設は施工したらそれで終わりではなく、施工後においても、モニタリング（事後調査）と維持管理を行い、状況に応じて常に改善を行いながら管理を行うことが重要です。



これからは、高い生産性と高い生物多様性を兼ね備えた、人にも生物にもやさしい農村環境づくりがますます重要になっていきます。

4 地区の取組状況

栃木県ではこれまで生態系配慮施設を施工した地区のうち7地区を選定して、県、農業者、及び地域住民が一体となって積極的にモニタリングや維持管理に取り組んでいます。



① 徳次郎地区



水路魚道



環境配慮水路



ホタルの光跡

保全地

② 深津地区



水路魚道



環境配慮水路



保全地

③ 小代地区



水路魚道



環境配慮水路

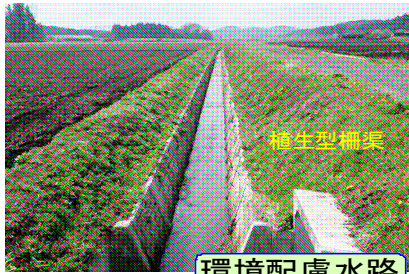


水路横断施設

④小貝川沿岸2期地区



水路魚道

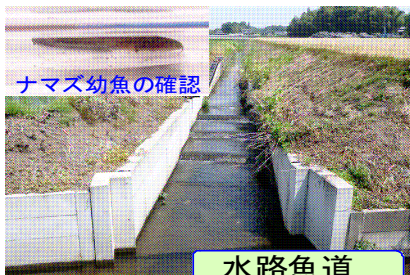


環境配慮水路



水路横断施設

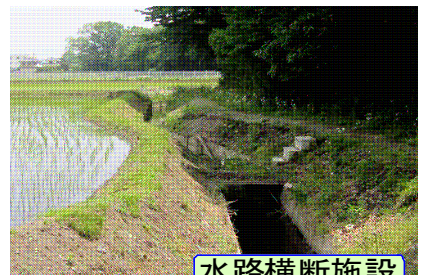
⑤石橋南部地区



水路魚道



水田魚道



水路横断施設

⑥江川南部Ⅱ期地区



水路魚道



水田魚道



保全地

⑦琵琶池地区



保全地



水路魚道



環境配慮水路